

# 財団法人原子力研究バックエンド推進センター寄付行為

昭和63年12月27日  
内閣総理大臣認可  
改正 平成11年6月11日  
平成12年12月25日  
平成15年10月28日

目次	第1章	総則（第1条～第4条）
	第2章	財産及び会計（第5条～第15条）
	第3章	役員（第16条～第21条）
	第4章	理事会（第22条～第30条）
	第5章	評議員及び評議員会（第31条・第32条）
	第6章	顧問及び参与（第33条）
	第7章	賛助会員（第34条）
	第8章	寄附行為の変更及び解散（第35条～第37条）
	第9章	事務局（第38条・第39条）
	第10章	補則（第40条）
		附 則

## 第1章 総 則

（名 称）

**第1条** 本財団は、財団法人原子力研究バックエンド推進センターと称する。

（事務所）

**第2条** 本財団は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門一丁目7番6号に置く。

2. 本財団は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（目 的）

**第3条** 本財団は、研究開発用の原子力施設のデコミッションング（以下「デコミッションング」という。）に関する試験研究・調査、情報・技術の提供、人材の養成等を行うことにより、デコミッションングに関する技術の確立に資するとともに、放射性同位元素使用施設、試験研究用原子炉、核燃料物質等使用施設等から発生する放射性廃棄物（以下「R I ・研究所等廃棄物」という。）の処分地の立地等処理処分事業に関する調査等を推進し、もって原子力研究開発利用の円滑な発展に貢献することを目的とする。

（事 業）

**第4条** 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) デコミッションングに関する試験研究・調査
- (2) デコミッションングに関する技術・情報の提供
- (3) デコミッションングに関する人材の養成
- (4) R I ・研究所等廃棄物の処分地の立地等処理処分事業に関する調査
- (5) デコミッションング及びR I ・研究所等廃棄物の処理処分事業に関する普及啓発
- (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

（財産の構成）

**第5条** 本財団は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初寄附を受けた財産
- (2) 設立後寄附を受けた財産
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費
- (6) 負担金収入
- (7) その他の収入

（財産の種別）

**第6条** 本財団の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

**第7条** 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2. 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への預け入れ、信託会社への信託、又は国公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

**第8条** 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本財団の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

**第9条** 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

**第10条** 本財団の事業計画書及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

**第11条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。

- 2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

**第12条** 本財団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(特別会計)

**第12条の2** 本財団は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

- 2. 特別会計に係る経費は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(長期借入金)

**第13条** 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、文部科学大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

**第14条** 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときには、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得なければならない。

(事業年度)

**第15条** 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

**第16条** 本財団に、次の役員を置く。

理事 10人以上15人以内(理事長、専務理事及び常務理事を含む。)

監事 2人

- 2. 理事のうち、1人を理事長とする。

- 3. 本財団に、必要に応じ、専務理事及び常務理事をそれぞれ2人以内を置くことができる。

(選任等)

**第17条** 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2. 理事は、互選により、理事長、専務理事及び常務理事を選任する。

- 3. 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界関係者の数は理事現在数の2分の1を超えてはならない。

- 4. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。また、監事には、本財団の理事、理事の親族その他特別の関係にある者又は職員が含まれてはならない。

(職務)

**第18条** 理事長は、本財団を代表し、その業務を統括する。理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事会の議決を経てあらかじめ理事長が指名した者がその職務を代行する。

2. 専務理事及び常務理事は理事長を補佐し、本財団の日常の業務を掌理する。

3. 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

**第19条** 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

**第20条** 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

**第21条** 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

**第22条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第23条** 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

**第24条** 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第18条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

**第25条** 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第26条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

**第27条** 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

**第28条** 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

**第29条** やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

**第30条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

**第31条** 本財団に評議員10人以上17人以内を置く。ただし、評議員現在数は理事現在数の同数以上とする。

2. 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3. 評議員は、役員を兼ねることができない。

4. 評議員には、第17条第3項、第19条、第20条並びに第21条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

**第32条** 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、理事長が招集する。

3. 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4. 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5. 評議員会には、第27条から第30条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6. 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

**第33条** 本財団に顧問及び参与それぞれ若干名を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3. 顧問は本財団の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べる。

4. 参与は、本財団の事業に関して、理事長の諮問に応じ、意見を述べる。

5. 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第7章 賛助会員

(賛助会員)

**第34条** 本財団に賛助会員を置くことができる。

2. 賛助会員は賛助会費を負担しなければならない。

3. 賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

**第35条** この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

**第36条** 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定に基づき解散する。

2. 民法第68条第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事

現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

**第37条** 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を得て、国若しくは地方公共団体又は本財団と類似の公益目的を有する法人に寄附するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

**第38条** 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局に所要の職員を置く。
3. 職員は、理事長が任免する。
4. 本財団の組織並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

**第39条** 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。ただし、他の法令によりこれに代わる書類及び帳簿を備えるときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
  - (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
  - (3) 財産目録
  - (4) 資産台帳及び負債台帳
  - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - (7) 官公署往復書類
  - (8) 収支予算書及び事業計画書
  - (9) 収支計算書及び事業報告書
  - (10) 貸借対照表
  - (11) 正味財産増減計算書
  - (12) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
  3. 第1項第1号及び第3号の書類、同項第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

## 第10章 補則

(細則)

**第40条** この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附則

1. この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
2. 本財団の設立初年度の役員は、第17条第1項、第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。
3. 本財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
4. 財団の設立初年度の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

附則(平成11年6月11日)

1. この寄附行為の一部変更は、変更認可のあった日から施行する。

附則(平成12年12月25日)

1. この寄附行為の一部変更は、変更認可のあった日から施行する。

附則(平成15年10月28日)

1. この寄附行為の一部変更は、変更認可があった日から施行する。